

製本技能検定試験の  
試験科目及びその範囲並びにその細目

平成24年2月

厚生労働省職業能力開発局

1. 1級製本技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ページ  
制定 昭和61年度 改正 平成23年度
2. 2級製本技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4ページ  
同 上
3. 3級製本技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目・・・・・・・・・・・・・・・・ 7ページ  
制定 平成10年度 改正 平成23年度
4. 基礎級製本技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目・・・・・・・・・・・・・・・・ 9ページ  
同 上

1 1級製本技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目

(1) 技能検定試験の合格に必要な技能及びこれに関する知識の程度

製本職種における上級の技能者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。

(2) 試験科目及びその範囲

表1の左欄のとおりとする。

(3) 試験科目及びその範囲の細目

表1の右欄のとおりとする。

表1

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
学 科 試 験 1 製本法一般 製本に使用する機械及び器具の種類、構造、機能及び使用方法	<p>1 次に掲げる製本機械の種類、構造、機能及び使用方法について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 断裁機 (2) 紙揃機 (3) 折機            (4) 丁合機 (5) 縫機</p> <p>2 次に掲げる製本機械の種類、構造、機能及び使用方法について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 三方断裁機 (2) 糸かがり機 (3) 表紙貼機            (4) 箔押機 (5) 上製ライン (6) 無線綴ライン            (7) 穴あけ機 (8) 貼込機 (9) 中綴ライン            (10) 切取りミシン機 (11) 背巻機 (12) 計数機(員数機)            (13) 角丸機及び角切機</p> <p>3 次に掲げる器工具の使用方法について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 革剥き (2) 折りべら (3) 丁合台 (4) 目打ち            (5) 刷毛 (6) こつ (7) 銀杏            (8) その他製本に使用する器工具</p>
製本の種類及び特徴	次に掲げる製本の特徴及び方法について詳細な知識を有すること。 (1) 書籍製本 (2) 雑誌製本 (3) 商業印刷物製本
製本作業の方法	次に掲げる製本作業の方法について詳細な知識を有すること。 (1) 断裁 (2) 折り (3) 貼込み (4) 丁合い (5) 縫じ (6) 表紙貼り (7) 丸味背固め (8) くるみ、糊入れ (9) 背巻き (10) 無線綴製本 (11) アジロ綴製本 (12) 中綴製本

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
書籍、雑誌及び商業印刷物の各部の名称  表紙の種類  用紙の種類、特徴及び取扱い方法	(13) 単式伝票製本 (14) 複式伝票製本 (15) ナンバー入り製本  書籍、雑誌及び商業印刷物の各部の名称について一般的な知識を有すること。  1 表紙の種類について一般的な知識を有すること。 2 次に掲げる表紙の作成方法について詳細な知識を有すること (1) 丸表紙 (2) 繰ぎ表紙 (3) コーネル表紙 (4) 溝付き表紙 (5) たれ皮表紙 (6) 南京表紙 (7) フランス表紙 (8) 綿入れ表紙 (9) 面取り表紙  用紙の種類、特徴及び取扱い方法について詳細な知識を有すること。
2 材 料  製本用材料の種類、特徴及び用途	次に掲げる製本用材料の種類、特徴及び用途について一般的な知識を有すること。  (1) でんぶん糊、にかわ、化学糊等の接着用材料 (2) 糸、針金、背貼紙、寒冷紗等の綴じ用材料 (3) 皮革、クロス、板紙等の装丁（表装）用材料 (4) 花布、しおり、金属箔、色箔、顔料、染料等の化粧用材料
3 印刷一般  印刷法の種類及び特徴	1 次に掲げる印刷の特徴について一般的な知識を有すること。 (1) オフセット印刷法 (2) その他の印刷法 2 次に掲げる刷り版の掛け方の特徴について一般的な知識を有すること。 (1) 本掛け (2) 二丁掛け (3) だるま掛け (4) 打ち返し (5) 千鳥掛け（裏白掛け又は市松掛け） (6) 多面付け
4 電 気  電気用語  電気機械器具の使用方法	次に掲げる電気用語について概略の知識を有すること。 (1) 電流 (2) 電圧 (3) 電気抵抗 (4) 電力 (5) アース (6) 高周波 製本作業に関する電気機械器具の使用方法について概略の知識を有すること。

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
5 安全衛生 安全衛生に関する詳細な知識	<p>1 製本作業に伴う安全衛生に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 機械、工具、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱方法</li> <li>(2) 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及び取扱い方法</li> <li>(3) 作業手順</li> <li>(4) 作業開始時の点検</li> <li>(5) 製本作業に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防</li> <li>(6) 整理、整頓及び清潔の保持</li> <li>(7) 事故時等における応急措置及び退避</li> <li>(8) その他製本作業に関する安全又は衛生のために必要な事項</li> </ul> <p>2 労働安全衛生法関係法令（製本作業に関する部分に限る。）について詳細な知識を有すること。</p>
実 技 試 験 製本作業	
製本 工数見積り	製本ができること。 工数見積りができること。

## 2 2級製本技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目

### (1) 技能検定試験の合格に必要な技能及びこれに関する知識の程度

製本職種における中級の技能者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。

### (2) 試験科目及びその範囲

表2の左欄のとおりとする。

### (3) 試験科目及びその範囲の細目

表2の右欄のとおりとする。

表2

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
学 科 試 験	
1 製本法一般 製本に使用する機械及び器具の種類、構造、機能及び使用方法	<p>1 次に掲げる製本機械の種類、構造、機能及び使用方法について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 断裁機 (2) 紙揃機 (3) 折機 (4) 丁合機            (5) 縫機 (6) 糸かがり機 (7) 表紙貼機            (8) 箔押機 (9) 上製ライン (10) 無線綴ライン            (11) 穴あけ機 (12) 貼込機 (13) 中綴ライン            (14) 切取りミシン機 (15) 背巻機 (16) 計数機(員数機)            (17) 角丸機及び角切機</p> <p>2 次に掲げる器工具の使用方法について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 革剥き (2) 折りべら (3) 丁合台 (4) 目打ち            (5) 刷毛 (6) こつ (7) 銀杏            (8) その他製本に使用する器工具</p>
製本の種類及び特徴	次に掲げる製本の特徴及び方法について一般的な知識を有すること。
製本作業の方法	次に掲げる製本作業の方法について一般的な知識を有すること。

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
書籍、雑誌及び商業印刷物の各部の名称  表紙の種類  用紙の種類、特徴及び取扱い方法	書籍、雑誌及び商業印刷物の各部の名称について一般的な知識を有すること。  1 表紙の種類について一般的な知識を有すること。 2 次に掲げる表紙の作成方法について一般的な知識を有すること (1) 丸表紙 (2) 繰ぎ表紙 (3) コーネル表紙 (4) 溝付き表紙 (5) たれ皮表紙 (6) 南京表紙 (7) フランス表紙 (8) 縫入れ表紙 (9) 面取り表紙  用紙の種類、特徴及び取扱い方法について一般的な知識を有すること。
2 材 料  製本用材料の種類、特徴及び用途	次に掲げる製本用材料の種類、特徴及び用途について一般的な知識を有すること。 (1) でんぶん糊、にかわ、化学糊等の接着用材料 (2) 糸、針金、背貼紙、寒冷紗等の綴じ用材料 (3) 皮革、クロス、板紙等の装丁（表装）用材料 (4) 花布、しおり、金属箔、色箔、顔料、染料等の化粧用材料
3 印刷一般  印刷法の種類及び特徴	1 次に掲げる印刷の特徴について概略の知識を有すること。 (1) オフセット印刷法 (2) その他の印刷法 2 次に掲げる刷り版の掛け方の特徴について概略の知識を有すること。 (1) 本掛け (2) 二丁掛け (3) だるま掛け (4) 打ち返し (5) 千鳥掛け（裏白掛け又は市松掛け） (6) 多面付け
4 電 気  電気用語  電気機械器具の使用方法	次に掲げる電気用語について概略の知識を有すること。 (1) 電流 (2) 電圧 (3) 電気抵抗 (4) 電力 (5) アース (6) 高周波  製本作業に関する電気機械器具の使用方法について概略の知識を有すること。

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>5 安全衛生 安全衛生に関する詳細な知識</p>	<p>1 製本作業に伴う安全衛生に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 機械、工具、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱方法</li> <li>(2) 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及び取扱い方法</li> <li>(3) 作業手順</li> <li>(4) 作業開始時の点検</li> <li>(5) 製本作業に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防</li> <li>(6) 整理、整頓及び清潔の保持</li> <li>(7) 事故時等における応急措置及び退避</li> <li>(8) その他製本作業に関する安全又は衛生のために必要な事項</li> </ul> <p>2 労働安全衛生法関係法令（製本作業に関する部分に限る。）について詳細な知識を有すること。</p>
<p>実 技 試 験 製本作業 製本</p>	<p>製本ができること。</p>

### 3 3級製本技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目

#### (1) 技能検定試験の合格に必要な技能及びこれに関する知識の程度

製本職種における初級の技能者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。

#### (2) 試験科目及びその範囲

表3の左欄のとおりとする。

#### (3) 試験科目及びその範囲の細目

表3の右欄のとおりとする。

表3

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
学科試験 1 製本法一般 製本に使用する機械及び器具の種類、構造、機能及び使用方法	<p>1 次に掲げる製本機械の種類、構造、機能及び使用方法について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 断裁機 (2) 紙揃機 (3) 折機 (4) 丁合機            (5) 上製ライン (6) 無線綴ライン (7) 穴あけ機            (8) 貼込機 (9) 中綴ライン (10) 切取りミシン機            (11) 背巻機 (12) 計数機 (員数機)</p> <p>2 次に掲げる器工具の使用方法について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 折りべら (2) 刷毛 (3) その他製本に使用する器工具</p>
製本の種類及び特徴	<p>次に掲げる製本の特徴及び方法について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 書籍製本 (2) 雑誌製本 (3) 商業印刷物製本</p>
製本作業の方法	<p>次に掲げる製本作業の方法について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 断裁 (2) 折り (3) 貼込み            (4) 丁合い (5) 綴じ (6) 表紙貼り            (7) 丸味背固め (8) くるみ、糊入れ (9) 無線綴製本            (10) アジロ綴製本 (11) 中綴製本 (12) 単式伝票製本            (13) 複式伝票製本</p>
書籍、雑誌及び商業印刷物の各部の名称	<p>書籍、雑誌及び商業印刷物の各部の名称について概略の知識を有すること。</p>
表紙の種類	<p>1 表紙の種類について概略の知識を有すること。</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
用紙の種類、特徴及び取扱い方法	2 次に掲げる表紙の作成方法について概略の知識を有すること。 (1) 丸表紙 (2) 溝付き表紙  用紙の種類、特徴及び取扱い方法について概略の知識を有すること。
2 材 料 製本用材料の種類、特徴及び用途	次に掲げる製本用材料の種類、特徴及び用途について概略の知識を有すること。 (1) でんぶん糊 <sup>のり</sup> 、にかわ、化学糊 <sup>のり</sup> 等の接着用材料 (2) 糸、針金、背貼紙 <sup>と</sup> 等の綴じ用材料 (3) 皮革、クロス、板紙等の装丁（表装）用材料 (4) 花布 <sup>ぎれ</sup> 、しおり、金属箔 <sup>はく</sup> 、色箔 <sup>はく</sup> 等の化粧用材料
3 安全衛生 安全衛生に関する詳細な知識	1 製本作業に伴う安全衛生に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。 (1) 機械、工具、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱方法 (2) 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及び取扱い方法 (3) 作業手順 (4) 作業開始時の点検 (5) 製本作業に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防 (6) 整理、整頓及び清潔の保持 (7) 事故時等における応急措置及び退避 (8) その他製本作業に関する安全又は衛生のために必要な事項 2 労働安全衛生法関係法令（製本作業に関する部分に限る。）について詳細な知識を有すること。
実 技 試 験 製本作業 製本	簡単な製本ができること。

4 基礎級製本技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目

(1) 技能検定試験の合格に必要な技能及びこれに関する知識の程度

製本職種に係る基本的な業務を遂行するために必要な基礎的な技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。

(2) 試験科目及びその範囲

表4の左欄のとおりとする。

(3) 試験科目及びその範囲の細目

表4の右欄のとおりとする。

表4

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
学 科 試 験	
1 主な製本の方法 製本に使用する機械及び器具の種類	<p>1 次に掲げる製本機械の種類について初步的な知識を有すること。</p> <p>(1) 断裁機 (2) 紙揃機 (3) 折機 (4) 丁合機            (5) 上製ライン (6) 無線綴ライン (7) 貼込機            (8) 中綴ライン (9) 穴あけ機 (10) 切取りミシン機            (11) 背巻機 (12) 計数機 (員数機)</p> <p>2 製本に使用する器工具の種類について初步的な知識を有すること。</p>
製本の種類	次に掲げる製本の種類について初步的な知識を有すること。 (1) 書籍製本 (2) 雑誌製本 (3) 商業印刷物製本
製本作業の方法	次に掲げる製本作業の方法について初步的な知識を有すること。 (1) 断裁 (2) 折り (3) 丁合い (4) 綴じ (5) 表紙貼り (6) 丸味背固め (7) くるみ、糊入れ (8) 無線綴製本 (9) アジロ綴製本 (10) 中綴製本 (11) 単式伝票製本 (12) 複式伝票製本
書籍、雑誌及び商業印刷物の各部の名称	書籍、雑誌及び商業印刷物の各部の名称について初步的な知識を有すること。
表紙の種類	表紙の種類について初步的な知識を有すること。
用紙の種類	用紙の種類について初步的な知識を有すること。

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
2 製本用材料の種類	<p>次に掲げる製本用材料の種類について初步的な知識を有すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) でんぶん糊<sup>のり</sup>、にかわ、化学糊<sup>のり</sup>等の接着用材料</li> <li>(2) 糸、針金、背貼紙<sup>と</sup>等の綴じ用材料</li> <li>(3) 皮革、クロス、板紙等の装丁（表装）用材料</li> <li>(4) 花布<sup>ぎれ</sup>、しおり、箔<sup>はく</sup>等の化粧用材料</li> </ul>
3 安全衛生に関する基礎的な知識	<p>1 製本作業に伴う安全衛生に関し、次に掲げる事項について基礎的な知識を有すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 機械、工具、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法</li> <li>(2) 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及び取扱い方法</li> <li>(3) 作業手順</li> <li>(4) 作業開始時の点検</li> <li>(5) 整理、整頓及び清潔の保持</li> <li>(6) 事故時等における応急措置及び退避</li> <li>(7) 安全衛生標識（立入禁止、安全通路、保護具着用、火気厳禁等）</li> <li>(8) 合 図</li> <li>(9) 服 装</li> </ul>
実 技 試 験 折り及び丁合い 製本作業 製本	簡単な製本ができること。